

厚生労働省発社援0213第12号
令和7年2月13日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公印省略)

令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨による災害及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨による災害及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨による災害及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害が発生した日から適用することとされたので通知する。

別紙

令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨による災害及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金交付要綱

(通則)

- 1 令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨による災害及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}令第6号^{労働省}）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨による災害（以下「令和6年梅雨前線による災害」という。）及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害（以下「令和6年9月20日からの大雨による災害」という。）により被災した障害福祉サービス等事業者等の事業再開に対する支援を図り、令和6年梅雨前線による災害及び令和6年9月20日からの大雨による災害の被災地における障害福祉サービス等の確保を図ることを目的とする。

(定義)

- 3 この交付要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 被災都道府県
令和6年梅雨前線による災害及び令和6年9月20日からの大雨による災害により被災した事業所、施設等の所在する都道府県
 - (2) 被災地方公共団体
被災都道府県並びに被災都道府県の管内の指定都市及び中核市
 - (3) 被災事業所等
被災地方公共団体の区域内に設置される、次の表1の第1欄に定める事業所、施設等であって、令和6年梅雨前線による災害及び令和6年9月20日からの大雨による災害により、備品、設備等に被害を受けたものをいう。

(表1)

1 事業所、施設等	2 定義
(1) 保護施設	生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に基づく保護施設。
(2) 社会事業授産施設等	
① 社会事業授産施設	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に基づく授産施設。（（1）による授産施設を除く。）
② 地域福祉センター (A型、B型)	平成6年6月23日社援地第74号厚生省社会・援護局長通知「地域福祉センターの設置運営について」
③ 隣保館	平成14年8月29日厚生労働省発社援第0829002号厚生労働事務次官通知「隣保館の設置及び運営について」
④ 生活館	平成14年8月29日厚生労働省発社援第0829002号厚生労働事務次官通知「隣保館の設置及び運営について」
⑤ 生活困窮者・ホームレス 自立支援センター	令和5年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第1号ホームレスの自立の支援等に関する基本方針
⑥ へき地保健福祉館	昭和40年9月1日厚生省社第222号厚生省事務次官通知「へき地保健福祉館の設置運営について」
(3) 介護福祉士等養成施設	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条又は第40条
(4) 障害福祉サービス事業所	
① 居宅介護事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第2項に規定する居宅介護を行う事業所をいう。
② 重度訪問介護事業所	同法第5条第3項に規定する重度訪問介護を行う事業所をいう。
③ 同行援護事業所	同法第5条第4項に規定する同行援護を行う事業所をいう。
④ 行動援護事業所	同法第5条第5項に規定する行動援護を行う事業所をいう。
⑤ 療養介護事業所	同法第5条第6項に規定する療養介護を行う事業所をいう。
⑥ 生活介護事業所	同法第5条第7項に規定する生活介護を行う事業所をいう。
⑦ 自立訓練事業所	同法第5条第12項に規定する自立訓練を行う事業所をいう。
⑧ 就労移行支援事業所	同法第5条第13項に規定する就労移行支援を行う事業所をいう。

⑨ 就労継続支援事業所	同法第5条第14項に規定する就労継続支援を行う事業所をいう。
⑩ 就労定着支援事業所	同法第5条第15項に規定する就労定着支援を行う事業所をいう。
⑪ 自立生活援助事業所	同法第5条第16項に規定する自立生活援助を行う事業所をいう。
(5) 障害者支援施設	同法第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。
(6) 短期入所事業所	同法第5条第8項に規定する短期入所を行う事業所をいう。
(7) 共同生活援助事業所	同法第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所をいう。
(8) 身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設をいう。
(9) 盲人ホーム	昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」に基づく盲人ホームをいう。
(10) 市町村障害者生活支援センター	平成8年5月10日社援更第133号厚生省社会・援護局長通知「市町村障害者生活支援事業の実施について」に基づく市町村障害者生活支援センターをいう。
(11) 地域活動支援センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第27項に規定する地域活動支援センターをいう。
(12) 福祉ホーム	同法第5条第28項に規定する福祉ホームをいう。
(13) 相談支援事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する相談支援事業を行う事業所をいう。
(14) 日常生活支援住居施設	生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条に基づく日常生活支援住居施設。
(15) 女性相談支援センター	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項に基づく女性相談支援センター。
(16) 一時保護所	同条第6項に基づく困難な問題を抱える女性の一時保護を行う施設。
(17) 女性自立支援施設	同法第12条第1項に基づく女性自立支援施設。

(交付の対象)

4 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 被災地方公共団体が設置する被災事業所等について

ア 開設準備経費

被災事業所等の事業再開に要する初度設備に係る経費に補助金を財源の全部又は一部として充てる事業

イ 災害復旧設備費

被災事業所等の必要な設備の復旧に係る経費に補助金を財源の全部又は一部として充てる事業

ウ 災害復旧大規模生産設備費

被災事業所等のうち、工賃引き上げを図るための大規模な生産設備（就労訓練設備）の復旧に係る経費に補助金を財源の全部又は一部として充てる事業

(2) 被災地方公共団体内の市町村（指定都市又は中核市を除く。）又は民間事業者が設置する被災事業所等について

ア 開設準備経費

被災事業所等の事業再開に要する初度設備に係る経費について、当該被災地方公共団体が補助する事業

イ 災害復旧設備費

被災事業所等の必要な設備の復旧に係る経費について、当該被災地方公共団体が補助する事業

ウ 災害復旧大規模生産設備費

被災事業所等の工賃引き上げを図るための大規模な生産設備（就労訓練設備）の復旧に係る経費について、当該被災地方公共団体が補助する事業

(交付の対象外費用)

5 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

(1) 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業

(2) 施設整備を目的とする事業（土地や既存の建物の買収、土地の整地を含む。）

(3) 事業の復旧に要する初期契約費用のうち、後年度に貸主等に返還義務が発生する費用（敷金、保証金等）

(4) 障害者に対する障害福祉サービス等の提供に資することのないもの。

(5) 令和6年梅雨前線による災害及び令和6年9月20日からの大雨による災害により被災した被災事業所等の復旧と認められないもの。（当該備品購入が、効率的な障害福祉サービス等の提供に資する場合を除く。）

(6) その他、災害復旧事業として適当と認められないもの。

(交付額の算定方法)

6 この補助金の交付額は、被災事業所等の設置主体ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこ

れを切り捨てるものとする。

(1) 4の(1)の事業

ア 次の表2の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(2) 4の(2)の事業

ア 次の表2の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と被災地方公共団体が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(表2)

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
開設準備経費	1 か所あたり 1,000千円	当該被災事業所等の事業再開に必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（土地、建物に要する経費を除く。）、備品購入費	定 額
災害復旧設備費	1 か所あたり 5,000千円	当該被災事業所等の災害復旧に必要な需用費、役務費、委託料（耐震診断その他被災施設の安全性を確認するための経費を含む）、使用料及び賃借料（土地、建物に要する経費を除く。）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）	定 額
災害復旧大規模生産設備費	1 か所あたり 16,300千円	就労訓練設備事業の災害復旧に必要な備品購入費、工事費、又は工事請負費、工事事務費（工事施工のため直接必	定 額

		<p>要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p>	
--	--	-----------------------------------------------------------------------------	--

(交付の条件)

7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式4により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。
- (9) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上

の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(10) 被災地方公共団体は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(11) 被災都道府県は、間接補助金を間接補助事業者（地方公共団体に限る。）に交付する場合には、間接補助事業者に対し、（1）から（9）に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、（1）から（4）、（6）及び（8）中「厚生労働大臣」とあるのは「被災都道府県知事」と、（5）中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「被災都道府県知事の承認」と、（6）及び（8）中「国庫」とあるのは「被災都道府県」と、（8）中「別紙様式4」とあるのは「別紙様式4に準じた様式」と、（9）中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(12) 被災地方公共団体は、間接補助金を間接補助事業者（地方公共団体を除く。）に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア （1）から（7）までに掲げる条件。

この場合において、（1）から（4）及び（6）の規定中「厚生労働大臣」とあるのは、被災都道府県が補助を行う場合は「被災都道府県知事」と、被災都道府県の管内の指定都市又は中核市が補助を行う場合には「市長」と、「国庫」とあるのは、被災都道府県が補助を行う場合は「被災都道府県」と、被災都道府県の管内の指定都市又は中核市が補助を行う場合は「市」と、（5）中「50万円」とあるのは、「30万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは、被災都道府県が補助を行う場合は「被災都道府県知事の承認」と、被災都道府県の管内の指定都市又は中核市が補助を行う場合は「市長の承認」と、読み替えるものとする。

イ 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

ウ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式4に準じた様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに被災都道府県知事（被災都道府県の管内の指定都市又は中核市が補助を行う場合は市長。以下、この号において同じ。）に報告しなければならない。

なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、被災都道府県知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を被災都道府県（被災都道府県の管内の指定都市又は中核市が補助を行う場合は市）に返還しなければならない。

(13) (11) 又は (12) により付した条件に基づき、被災都道府県知事若しくは被災都道府県の管内の指定都市の長又は中核市の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を得なければならない。

(14) 間接補助事業者から財産の処分による収入又は間接補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

8 この補助金の交付の申請は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、別に定める期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

9 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続きに従い、別に定める期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

10 厚生労働大臣は、8又は9に定める申請書が到達した日から起算して、原則として2月以内に交付の決定（変更の決定を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

11 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

12 この補助金の事業実績報告は、事業完了の日から起算して1か月を経過した日（7の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、別紙様式3による事業実績報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

- 13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 14 特別の事情により、6、8、9及び12に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。